

御宿町企業誘致・雇用促進制度をご活用ください！

御宿町では、町内で新たに立地する企業や事業を拡張する企業に対し、固定資産税相当額の奨励金、従業員の新規雇用の奨励金を交付します。

対象地域 御宿町内全域

奨励措置

立地奨励金	固定資産税相当額を5年間
雇用促進奨励金	新規常用雇用者で、御宿町内に住所を有する雇用者一人当たり10万円(1,000万円を限度とし、1回限り)

※当該事業に直接供する固定資産が対象となります(立地奨励金)

※1年以上の継続雇用が必要です(雇用促進奨励金)

対象業種

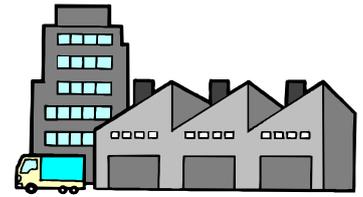
分野	事業施設	事業の説明
製造業	工場、作業場	営利を目的として物の製造、加工又は修理を行う事業
学術・開発研究機関	試験研究施設	高度な技術を開発するための試験又は研究を行う事業
宿泊業	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿など宿泊を行う事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による許可又は届出を要する施設又はこれに類する施設を除く。)
運輸業	流通関連施設	道路貨物運送、倉庫、こん包及び卸売を行う事業
情報サービス業	情報サービス施設	ソフトウェア、情報処理サービス及び情報提供サービスを行う事業

対象要件

対象事業者	投下固定資産額	新規常用雇用者数
新規事業者・業務拡張事業者	1億円以上	5人以上
中小企業者(注1)	1,000万円以上	2人以上
特例 投下固定資産額が上記金額未満のもの(注2)	—	5人以上

(注1) 中小企業者とは、サービス業は、資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下。製造業・その他は、資本金3億円以下で従業員 300 人以下のこと

(注2) 雇用促進奨励金のみの交付となります



上記制度の手続き等は裏面をご覧ください

御宿町企業誘致及び雇用促進制度のお手続き

1. 対象事業者が、御宿町に指定申請
 2. 御宿町が、指定申請を審査し指定書を交付
 3. 対象事業者は、操業開始後速やかに、御宿町に事業開始届を提出
 4. 対象事業者は、御宿町に交付申請
 5. 御宿町が、交付申請を審査し交付を決定
 6. 対象事業者は、交付決定後、御宿町に奨励金請求
 7. 御宿町が対象事業者に、奨励金を支払い
- 立地奨励金は事業を開始した日の翌年の4月1日から起算して5年間交付します(事業開始日が1月1日の場合は当該年の4月1日から起算して5年間)
 - 御宿町における税、使用料及び手数料等に未納があるときは奨励金の交付はできません
 - 進出の計画がある場合には、事前に産業観光課へご相談ください



【お問い合わせ】

産業観光課商工観光班

電話:0470-68-2513

御宿町役場

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地 電話:0470-68-2511(代表)

開庁時間: 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)